

広島県告示第六百二十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によって、広島港に係る港湾隣接地域の変更に關する公聴会を次のとおり開催する。

平成十九年五月三十一日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 期日

平成十九年六月十五日 午後二時

二 場所

広島市南区宇品海岸二丁目二三番五三号

広島港湾振興局新館一階大会議室

三 変更しようとする地域

広島港広島地区（その二）

広島市中区江波西二丁目一三番から中区江波東二丁目六番までの地域

広島港広島地区（その三）

広島市中区光南二丁目二六番から中区吉島東一丁目二四番までの地域